　浜松市中小事業者等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　浜松市は、エネルギー価格及び物価高騰の影響を強く受けている市内の中小事業者等のコスト削減及びカーボンニュートラル対応を継続支援することを目的として、「浜松市中小事業者等省エネ設備導入事業費補助金」（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、中小事業者とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５

４条）第２条第１項に規定する者をいう。

２　前項に定めるもののうち、次に該当するものは中小事業者には該当しないものとする。

（1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有し

ている中小事業者

（2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有し

　 ている中小事業者

（3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占める中小

　 事業者

（4）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）から（3）に該当する中小事業者

が所有している中小事業者

（5）（1）から（4）に該当する中小事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数

のすべてを占めている中小事業者

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。

（1） 次に掲げるアからウのいずれかに該当すること。

ア　浜松市内に施設等を有する中小事業者（個人事業主を除く）

イ　浜松市内に住所及び施設等を有する個人事業主

ウ　浜松市内に施設等を有する、市長が別に定める団体等

（2） 営利を目的とした事業を営んでいること。

（3） 申請日時点において事業活動の実態があり、引き続き事業活動を継続する意思

　があること。

（4） 購入する製品は、浜松市内の施設等に設置し使用すること。

（5） 令和６年３月３１日付納期限までの市税を完納していること、又は市から徴収

の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。

(6) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあっては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

（7）別表１で定める各事業区分毎の補助対象者に該当すること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市長が別に定める団体等以外は補助の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

(5) 暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(6) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(7) 前３号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(8) 社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業でない者

(9) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体又は支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業

（以下、「補助事業」という。）とする

（1）補助事業者が、浜松市内の施設等に対して、別表１に定める事業区分において、省エネ効率の向上に資する製品等を設置又は導入すること

（2）補助事業の実施期間は、交付決定日より令和６年１２月１６日までとする

（3）当該年度において、事業の内容が同一事業につき１回の申請であること

（4）補助事業は、別表１に定める事業区分のうち、いずれか１つの区分に限る

２　補助の対象となる事業の区分（以下「事業区分」という。）は、次の各号に掲げる

事業とする

（1）設備更新・省エネ機器導入支援

（2）農業用省エネ技術等導入支援

（3）林業用省エネ技術等導入支援

（4）水産業用省エネ技術等導入支援

３　前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものは補助事業の対象としない。

（1）令和６年度において、補助事業と同一の事業にて、他の助成制度による財政的支

援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業（市長が認める場合は除く。）

（2）公序良俗に反するおそれがある事業

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費は、別表２で掲げる省エネ効率の向上に資する製品等の導入に関わる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という）

であって、当該補助対象事業に必要があると市長が認めるものとする。

２　補助対象事業を実施するための経費は、最も安価かつ効果的に活用するよう努めな

ければならない。

３　補助対象経費として認められない費用（以下「補助対象外経費」）は、別表２で掲

げる各経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の２分の１以内の額（当該額に１，

０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、１件あた

り５０万円を限度とし、下限額を１０万円とする。

２　補助金の申請総額が予算額を超えた場合は、予算額を申請総額で除して得た数を、

１補助事業者あたりの申請額に乗じて補助金の交付決定額（当該額に１，０００円未

満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合、前項の下限額はこ

の限りではない。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を

実施する前において市長が定める時期までに、交付申請書（第１号様式）に次に掲げ

る書類を添えて郵送またはＷＥＢにて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実施計画書（第２－１号様式又は第２－２号様式）

(2) 補助事業収支予算書（第３号様式）

（3）誓約書（第４号様式）

（4）各事業区分で定める補助対象者として認められる書類

（5）市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未

実施理由書

（6）補助金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人、フリガナ等）

が分かる書類（預金通帳の写し等）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付

すべきであると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、補助金交

付決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、当

該申請者に対し、補助金不交付決定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第９条　市長は、補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる事項につき

条件を付すものとする。

（1）補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省

令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定められている耐用年数等を経過するまで、

市長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、

貸付し、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。定められた期間内において

取得した財産等を処分しようとするときには、あらかじめ、市長の承認を受けなけ

ればならない。

（2）補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、

並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後前項の期間保管

しておかなければならない。

（3）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難と

なった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（4）補助事業者は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認

められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交

付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

（5）補助事業者は、規則第１７条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを

受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかった

ときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

（6）補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部

を納付しない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金につ

いてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項。

（補助事業の変更申請）

第１０条　補助事業者は、第８条第１項の決定を受けた補助事業の内容の変更をしよう

とするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、次のいずれか

に該当する軽微な変更の場合を除く。

ア　補助事業費の２０％を超えない減

イ　補助事業の内容に関係のない事業計画の細部変更である場合

ウ　補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合

２　前項の承認の申請は、補助事業変更承認申請書（第７号様式）により行わなければ

ならない。

３　市長は、第１項の規定による変更の承認の申請があったときは、その内容を審査し、

適当であると認めたときは、補助事業者に対し、補助金変更交付決定通知書（第８号

様式）により通知するものとする。

（補助事業・補助事業者に関する変更の届出）

第１１条　補助事業者は、別表３に掲げるような補助事業又は補助事業者自身の内容に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出なければならない。

２　前項の届出は、補助事業・補助事業者変更届（第９号様式）により行わなければならない。

（補助事業の中止）

第１２条　補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第１０号

　様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の中止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認

めた場合において、事業中止承認書（第１１号様式）を補助事業者に通知するものと

する。

（補助事業の実績報告及び補助金の請求）

第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後３０日以内又は令和６年

１２月１６日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報

告書兼補助金請求書（第１２－１号様式又は第１２－２号様式）に市長が定める書類

を添えて市長に提出しなければならない。

２　補助金の請求をできる者は、前項の補助事業実績報告が認められた者に限る。

（補助金の額の確定）

第１４条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の

成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかど

うかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交

付確定通知書（第１３号様式）により補助事業者へ通知する。

（立入検査等）

第１５条　市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第８条第２項

の規定による交付の決定の全部又は一部を取消すことができ、補助金取消通知書（第

１４号様式）により補助事業者へ通知する。

（1）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（2）補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他

法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

（3）第３条第２項各号のいずれかに該当すると判明したとき。

（4）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（5）第１３条に規定する実績報告が提出されない場合

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後において

も適用があるものとする。

（補助金の返還）

第１７条　市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消

しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を

定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

２　市長は、補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金返還命令

書（第１５号様式）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第１８条　補助事業者は、規則第１７条第１項の規定による取消を受け、前条の通知による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第１８条の２第１項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

２　補助事業者は、交付金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったと

きは、規則第１８条の２第４項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければなら

ない。

（財産の管理等）

第１９条　補助事業者は、規則第１９条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、次条第２項で定める期間保管しておかなければならない。

（財産処分の制限）

第２０条　この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

２　財産の処分を制限する期間（以下、処分制限期間という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、別表４のとおりとする。

３　第１項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書（第１６号様式）により市長に申請しなければならない。

４　市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めたときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書（第１７号様式）により通知するものとする。

５　前項の承認にあたっては、次に掲げる場合を除き、財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を市に納付する旨の条件を付すものとする。

(1) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

(2) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等

(3) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

６　財産処分納付金の額は、施設等にあっては処分する施設等に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額、土地にあっては補助金の額とする。

７　第４項の承認を受けた補助事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書（第１８号様式）により市長に報告するものとする。ただし、第５項第1号に該当する財産処分であって、第１８号様式による市長への報告があったものについては、市長の承認があったものとして取り扱うものとする。

（不可抗力に対する補助対象事業の取扱い）

第２１条　前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができな

　い事由により、事業期間内に補助対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについ

　ては市長が別に定める。

（公開）

第２２条　この要綱に基づき浜松市へ提出された書類については、浜松市情報公開条例（平成１３年浜松市条例第３２号）に基づき、公開又は非公開を決定するものとする。

　（協議事項）

第２３条　本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、事業者は市と協議の上、

補助事業を進めるものとする。

（雑則）

第２４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が

　別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年３月１５日から施行する。

別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 事業区分 | 補助事業の要件 | 補助対象者 |
| １ | 設備更新・省エネ機器導入支援 | 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施した「令和４年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ｃ）指定設備導入事業」の中で対象となっているユーティリティ設備に指定される設備導入 | 要綱第２条に規定する中小事業者 |
| ２ | 農業用省エネ  技術等導入支援 | (1)園芸施設及び畜舎等へ設置する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する装置・機械等の導入又は更新  (2)圃場の耕転、播種、定植、栽培管理、収穫、収穫物の調整、貯蔵、出荷等で使用する省エネルギー又はランニングコストの低減に資する農業用動力機械等の導入又は更新 | 「農業経営収入保険」、「施設園芸セーフティーネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」、「園芸施設共済」のいずれかに加入済等である認定農業者又は認定新規就農者 |
| ３ | 林業用省エネ  技術等導入支援 | (1)林業機械の導入及び更新  (2)林業用運搬機械等の導入及び更新  (3)木材・木製品加工機械の導入及び更新 | ＦＳＣ認証取得事業体（森林組合含む）及び市内にFSC認証林を所有し経営・整備・伐採・搬出までを行っている林業家 |
| ４ | 水産業用省エネ  技術等導入支援 | 一般社団法人海洋水産システム協会による水産用型式等認定基準合格機種等、省エネルギー化が図られる設備又は機械の導入 | 漁船保険又は漁業経営セーフティネット構築事業に加入済等の水産業協同組合及び水産業協同組合正組合員 |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助対象設備に係る以下の費用のみ  (1)製品等購入費  (2)更新前設備の撤去費  (3)更新前設備の処分費  (4)設計費  (5)運搬費  (6)工事費　※据付費含む  (7)材料等経費 |
| 補助対象外経費 | (1)各種税金、各種保険料、振込手数料等の各種手数料  (2)補助事業に係る所定の帳簿類（注文書、納品書、請求書、  領収書等）の確認ができないもの  (3)交付決定以前に生じた経費  (4)契約、発注行為に係る経費  (5)その他、市長が適当でないと認める経費 |

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| 届出の対象となる  補助事業の変更内容 | (1)製品種類が変更とならない型番変更  　 ※製品種類が変更となるものは補助対象外  (2)その他、市長が必要と認めるもの |
| 届出の対象となる  補助事業者の変更  内容 | (1)住所変更  (2)社名変更  (3)代表者変更  (4)事業承継（合併、法人成り、個人成り等）  (5)その他、市長が必要と認めるもの |

別表４

|  |  |
| --- | --- |
| 処分を制限する財産の名称 | 処分制限  期間（年） |
| 電気設備（照明設備を含む。）、給排水又は衛生設備及びガス設備 | 15 |
| 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 | 15 |
| 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの |  |
| ・主として金属製のもの | 18 |
| ・その他のもの | 10 |